

長期避難者等の生活拠点の形成に向けた取組方針 《広野町-富岡町、大熊町》

1. 避難者等の受け入れの状況

＜避難者の受け入れ＞

- ・ 広野町において、借上げ住宅等に 51 人が生活している。
- ・ 主な避難元市町村の内訳は、富岡町が 19 人、浪江町が 14 人、楢葉町が 10 人（平成 26 年 9 月 30 日時点）

※ 避難者数については、応急仮設住宅の入居者数（福島県調べ）によるものであり、原発避難者特例法に基づく届出者数とは一致しない

【応急仮設住宅（民間賃貸住宅分）契約及び入居状況】（平成 26 年 9 月 30 日時点）

市町村	入居戸数	入居者数	市町村	入居戸数	入居者数
いわき市	2	4	浪江町	10	14
飯舘村	1	1	楢葉町	6	10
富岡町	11	19	双葉町	1	3
			計	31	51

※上記のほか、広野町においては町内での避難者がいる。（津波・地震被災者）

＜公共施設の受け入れ＞

- ・ 避難元市町村の公共施設等の立地はない。

2. 生活拠点の形成に向けた基本的考え方

（1）復興公営住宅

- ・ 長期避難を余儀なくされる方に、避難生活を安心して過ごしていただくために、仮設住宅等から早期に安定的な居住・生活環境に移っていただくことが重要である。
- ・ 広野町における復興公営住宅整備について、平成 25 年度住民意向調査の結果に基づき、58 戸の整備を行う。
- ・ 入居者、周辺の避難者及び地域の住民が交流できる場として、コミュニティ集会室等を整備し、コミュニティの維持、形成のためのハード整備を行う。
- ・ 復興公営住宅及び関連施設の計画に当たっては、避難者や周辺住民の意向も踏まえて、検討する。

【復興公営住宅の整備予定】

	所在地	整備主体	戸数	住居形態	入居目標年度	割振り戸数				
						富岡町	大熊町	双葉町	浪江町	未定
第一期	広野町下北迫地内	福島県	58 戸	木造低層	H27 年度以降早期	10	20			18
合計						10				

(2) 役場機能

- ・ 富岡町の役場機能として、いわき支所（所在地：いわき市平字梅本 15）大熊町の役場機能として、いわき出張所（所在地：いわき市好間工業団地 1 番 43 号）の役場機能を維持し、広野町に避難している町民の行政サービスを実施。

(3) 関連基盤

＜教育機関＞

- ・ 広野町立の小中学校等への区域外就学で引き続き対応する。

＜医療機関、介護サービス＞

- ・ 広野町内の医療機関については、原発事故収束及び除染等の従事者の増加や避難から帰還した町民の増加に伴い、医師、看護師不足の状況にあるが、避難者の受け入れに支障はないものと考えられる。今後、状況を注視することとする。
- ・ 広野町内の介護サービスについては、震災以降、保健師や看護師、ホームヘルパーといった専門職が慢性的に不足する状況が続いており、今後も介護の現場の状況把握に努める。

なお、復興公営住宅や関連基盤等の整備に当たっては、広野町の都市計画や個別のまちづくり計画との整合にも留意する。

3. 生活拠点の形成に向けた支援策

(1) 避難者支援

- ・ 避難者のニーズに応じて、高齢者生活支援、健康管理、孤立防止、生きがいつくり、心のケア、雇用対策、交通手段の確保、避難者間の交流支援、避難元市町村交流、周辺住民との交流などの各種支援策を実施する。こうした支援策を実施するための施設の必要性もあわせて検討する。
- ・ 実施する事業については、福島県及び復興庁が主催し、関係市町村も参加したコミュニティ研究会報告書「魅力あるコミュニティづくりのヒント」を活用し、具体的な取組・施策を検討する。
- ・ 各種支援策については、入居者の意見も取り入れて実施する。

(2) 届出避難場所証明

- ・ 長期にわたる避難生活において、民間契約等の際に避難者がその避難場所について証明することを求められる事例があるとの意見等を踏まえ、平成 24 年 12 月 19 日、総務省から避難場所に関する証明の発行について「届出避難場所証明事務処理要領」に係る通知がなされた。
- ・ 当通知を踏まえ、各避難元市町村では、申請者に対し当該事務処理要領に基づく証明書発行事務を実施しており、富岡町においては、平成 25 年 4 月から、大熊町においては、平成 25 年 3 月から発行を開始している。

【届出避難場所証明書の各市町村における発行数】

(平成 26 年 9 月 30 日時点)

市町村	発行開始日	市町村毎累計 (のべ数)		市町村	発行開始日	市町村毎累計 (のべ数)	
		人数	枚数			人数	枚数
いわき市	H25.2.1～	297 人	852 枚	川内村	H25.4.1～	125 人	134 枚
田村市	H25.2.15～	58 人	58 枚	大熊町	H25.3.1～	3,680 人	4,436 枚
南相馬市	H25.2.15～	2,021 人	2,794 枚	双葉町	H25.2.1～	－	2,611 枚
川俣町	H25.2.12～	87 人	90 枚	浪江町	H25.3.1～	－	7,110 枚
広野町	H25.2.15～	212 人	236 枚	葛尾村	H25.2.1～	266 人	308 枚
楢葉町	H25.4.1～	1,201 人	1,201 枚	飯舘村	H25.2.15～	432 人	511 枚
富岡町	H25.4.1～	－	4,676 枚	計		(8,379 人)※	25,017 枚

※人数の合計は富岡町、双葉町、浪江町分が入っていない

(3) 避難者の受け入れに伴う財政負担

- ・ 原発避難者特例法による避難者への行政サービスについては、避難している指定市町村の住民を対象として避難先の市町村が同法に基づく特例事務を実施している。当該特例事務等の実施に関して新たに生じる財政上の負担に対し、国が特別交付税措置を講じている。
- ・ 当措置については、個々の経費の積み上げ算定に代えて、避難住民一人当たりの単価を用いる方式に見直した。

本方針は、現時点のものであり、今後の協議の進捗によって、随時見直していくものとする。